

吹田市立図書館利用者用複写機等賃貸借契約仕様書

1 契約名

吹田市立図書館利用者用複写機等賃貸借契約（以下「本契約」という。）

2 対象機器

課金装置（コインベンダー・コインキット）付複合機 8台

3 設置場所

上記2の機器を下記の場所に設置すること。なお、設置場所の詳細については、吹田市（以下「本市」という。）と契約者との協議を行い、決定するものとする。

- (1) 中央図書館（吹田市出口町18番9号）
- (2) 千里図書館（吹田市津雲台1丁目2番1号・千里ニュータウンプラザ3階）
- (3) さんくす図書館（吹田市朝日町3番501号・吹田さんくす3番館5階）
- (4) 千里山・佐井寺図書館（吹田市千里山松が丘25番2号）
- (5) 千里丘図書館（吹田市千里丘上14番33号）
- (6) 健都ライブラリー（吹田市岸部新町2番31号）
- (7) 山田駅前図書館（吹田市山田西4丁目2番43号・吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館地下2階）
- (8) 山田駅前図書館山田分室（吹田市山田西2丁目5番1号・山田出張所3階）

4 契約期間

令和7年8月1日から令和12年7月31日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

5 機器仕様

(1) 基本条件

ア 吹田市立図書館での利用者向け複写サービスの継続的な提供のため、下記の仕様に適合した機器を導入すること。

イ 原則として、現行販売の未使用品で、保証期間が5年以上ある機器とする。ただし、部品の一部に再生品を使用したものでも、新機種として現在販売しているものは未使用品とみなす。

(2) 複写機仕様

ア 基本機能

(ア) 形式等

a 据置き・コンソール型

b モノクロ

(イ) 給紙方式

給紙トレイ方式（原則として手差しトレイは使用しない。）

A4、B4 及び A3 サイズの用紙トレイが各 1 段以上装備されていること。

(ウ) 原稿サイズ

最大 A3 サイズまで対応していること。

(エ) 上面カバー

読取ガラス面のカバーとしてプラテンカバーを設置すること。

(オ) PPC 用紙（古紙配合率 100%）が使用できる機種であること。

(カ) 環境対応

a 国際エネルギースタープログラムに適合していること。

b グリーン購入法に適合していること。

c エコマーク認定の機器であること

(キ) セキュリティ対応

CC 認証（ISO/IEC 15408）の機器であること。

イ コピー機能

(ア) 連続印刷速度

A4 片面印刷で毎分 25 枚以上の速度とする。

(イ) 用紙サイズ

A4・B4・A3

(ウ) 解像度

読取・書込とも 600dpi 相当以上

(エ) 倍率・ズーム機能

a 25%～400%（1%単位）

b 自動的に倍率が選択できる機能を有すること。

(オ) 自動両面機能

自動的に両面複写できる機能を有すること。

(カ) 集約印刷機能

複数枚（2 枚・4 枚・8 枚）の原稿を 1 枚に集約して複写できる機能を有すること。

ウ ネットワークプリンタ機能

(ア) 印刷条件

本市が契約するオンラインデータベース等の印刷ができるように機器の設定を行うこと（下記 8（2）を参照のこと）。

(イ) インターフェース

1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T に対応したネットワークインターフェースを有すること。

(ウ) プロトコル

TCP/IP に対応できること。

(エ) ソフトウェア

a プリンタドライバ及びプリンタユーティリティ等のソフトウェアはライセンスフリーであること。

b 最新の Microsoft の OS (Windows11) に対応可能であること。

(オ) 印刷管理

a 本市が契約するデータベース端末から印刷指示ができること。

b 対象機器の操作画面において、印刷データが個別に確認できること。

c 印刷データをパスワード等で管理できること。

エ 仕様外機能

下記の機能については、本契約の仕様外とする。ただし、下記の機能を有する機器の提供を妨げるものではない。

(ア) 原稿送り機能

(イ) ソート機能

(ウ) ステープル機能

(エ) パンチ機能

(オ) ファックス機能

(カ) IC カード認証機能

(3) 課金装置 (コインベンダー・コインキット) 仕様

ア 使用可能通貨

(ア) 硬貨 10 円・50 円・100 円・500 円

(イ) 紙幣 1,000 円

イ 釣銭機能

課金装置は釣銭機能を有すること。

ウ レシート印刷機能

(ア) 領収書としてレシートが印刷できる機能を有すること。

(イ) 図書館利用者が複写料金の領収書として取扱できるように、レシートの様式が整えられていること。

(ウ) レシートの印字様式が任意に変更できること。

エ 収納金管理

課金装置内の通貨は本市が管理し、コピー料金は本市収納金として取扱うものとする。

6 使用見込枚数

過去の実績に基づき算出した1年間及び5年間の使用見込枚数は、下記のとおりである。
なお、実際の使用枚数は変動する可能性があることを了承しておくこと。

	1年間見込数（枚）	5年間見込数（枚）
中央図書館	5, 0 0 0	2 5, 0 0 0
千里図書館	2, 2 0 0	1 1, 0 0 0
さんくす図書館	2, 6 0 0	1 3, 0 0 0
千里山・佐井寺図書館	1, 4 0 0	7, 0 0 0
千里丘図書館	4 8 0	2, 4 0 0
健都ライブラリー	7 6 0	3, 8 0 0
山田駅前図書館	1, 4 0 0	7, 0 0 0
山田分室	5 6 0	2, 8 0 0
合計	1 4, 4 0 0	7 2, 0 0 0

7 保守・メンテナンス

- (1) 図書館利用者が使用する機器であるため、障害発生時は、可能なかぎり発生当日に対応すること。ただし、当日の復旧が困難な場合は、速やかに本市に報告し、対応を協議すること。
- (2) 障害発生対応時、対象機器に原因が見つからなかった場合、本市にその旨を報告すること。
- (3) 複写機及び課金装置について、契約者の費用負担で動産総合保険契約を付保すること。
- (4) 出張料及び保守部品代等の保守・修繕等に係る費用は、全て契約金額に含めること。
- (5) 契約期間内の対象機器の故障について、契約者は誠意を持って対応し、機器の交換も含めて善処すること。

8 機器の搬入、撤去及び設定作業等

(1) 搬入及び設定作業

ア 納品については、原則として令和7年7月中に行うものとし、令和7年8月1日午前10時までには全ての機器を使用可能な状態とすること。

イ 上記3の施設休館日は令和7年7月31日の1日のみであることを了承し、作業に当たること。

ウ 対象機器の搬入スケジュールについては、契約締結後、速やかに本市と協議し、本市の指示に従い実施すること。

エ 複写機の使用不可期間が生じないように、令和7年7月末までの機器設置事業者

と入替時期を綿密に調整すること。

オ 機器の使用に当たって高さが不足する場合は、調整のための置き台を設置すること。

カ 機器の設置及び設定完了後、本市職員に対し対象機器の使用方法等について説明を行うこと。

キ 対象機器の操作マニュアルを本市に提供すること。

(2) 再設定作業

ア 令和7年12月から令和8年1月まで（予定）の期間、上記3のうち5館（予定）について、本市で調達するデータベース用パソコン端末を対象に、ネットワークプリンタ機能（上記5(2)ウ）の追加設定作業等を実施すること。

イ 機器の搬入時に上記アの作業等を実施することを妨げない。ただし、機能に不具合があった場合は速やかに対応すること。

ウ 図書館総合システム構築事業者による、対象機器とパソコン端末との接続確認作業実施を了承すること。

エ 下記の調達及び設定作業等については本契約の対象外とする。

a データベース用パソコン端末及び周辺機器

b 接続ケーブル

c ネットワーク機器

(3) 搬出作業

ア 契約期間満了後、機器撤去に当たっては、対象機器内部のデータについて物理的又はデジタル的に情報を破棄すること。

イ 機器撤去については、本市とスケジュール等を協議の上、本市の指示に従い実施するものとする。

ウ 機器撤去時の引継等について契約者は、誠意を持って対応すること。

9 長期継続契約に係る契約書の作成

本契約は長期継続契約であるため、翌会計年度以降の予算が減額・削除された場合には、当該契約を変更、又は解除することがある旨、下記の条項（条件付解除条項）を契約書に記載する。

（予算の減額又は削減に伴う解除等）

第〇〇条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除するときは、借入金額の未済額の支払等について、乙と協議して定めるものとする。

10 その他

- (1) 使用枚数については、本市職員が対象機器の枚数カウンター等の数値を確認し、契約者に報告するものとする。ただし、カウンターが正しく集計されていない場合は、契約者は枚数の控除を行うこと。
- (2) 対象機器に必要なドラム及びトナーカートリッジ等の消耗品を円滑に本市に供給すること。ただし、用紙及びレシート用紙については本市の負担とする。
- (3) 使用済トナーカートリッジ等については契約者の負担で回収を行うこと。
- (4) 契約者は対象機器の搬入及び搬出並びに保守・メンテナンス等、本仕様書に記載の事項に係る全ての費用について、本契約の契約金額に含めること。
- (5) 図書館総合システム構築事業者等の本市の関係事業者と協力し、対象機器の設定作業等を実施すること。
- (6) 契約者は対象機器の搬入から搬出まで、誠意を持って対応すること。
- (7) その他、本仕様書に記載のない事項については、本市と契約者の間で協議し、定めるものとする。